

## 川棚町役場庁舎建設委員会設置要綱

(設置)

第1条 川棚町役場庁舎(以下「庁舎」という。)の建設に関し総合的な意見集約及び審議を行うため、川棚町役場庁舎建設委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、庁舎の建設を計画的かつ効果的に推進するため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 庁舎の建設計画に関すること。
- (2) その他庁舎の建設に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 各種団体代表
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が委嘱又は任命をされたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失い、後任の者を新たに委嘱し、又は任命するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は副町長の職にある者を充て、副委員長は委員の互選により決定する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認められたときには、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。